

甲府商工会議所だよりにあなたの会社の商品やイベント・お買得情報をPRしませんか！

# ビジネスPR便

## 折込み料金(1ヶ月・税込)

### ■チラシ

B5・A4版	B4・A3版2つ折
43,200円	64,800円

### ■パンフレット

B5・A4版以下 30gまで
64,800円

※チラシ・パンフレット作成は各社負担

## ■こんな告知が有効です

- 自社PR・事業内容の案内
- お中元・お歳暮のほか、季節商品の案内
- 新商品・新サービス情報 ● 企業向けお役立ち情報
- 忘・新年会、歓送迎会等の各種宴会プラン案内
- 各種イベント、セミナー等の案内
- その他事業活動に必要な情報など・・・etc.

## (注) 以下の内容に関する告知は受け付けできません

- 出資等の募集やフランチャイズ契約に関する勧誘
  - 実証されていない効果を広告し消費者を誤認させるもの。
- その他、当所が同封にふさわしくないと判断するもの等

例えば、A4チラシ単独DMの場合@82円×4,600社=377,200円  
会員事業所、県・市、全国主要商工会議所など約4,600社へ郵送！

なんと**334,000円もお得！！**

## お問合せ・お申込み

申込期限：発刊月の前月10日まで

納品期限：発刊月の前月30日まで

会報は毎月1回10日発刊です

甲府商工会議所 中小企業振興部

〒400-8512

甲府市相生2丁目2-17

TEL 055(233)2241 E-mail: [kcci@kofucci.or.jp](mailto:kcci@kofucci.or.jp)

①お申込みは甲府商工会議所会員に限りです。

②封入するチラシ・パンフレットは4,600部を※当所が指定する場所へ納品していただきます。残部が発生した場合は原則として返却いたしません。

③お申込みの受付は約10社/月までとさせていただきます。

④パンフレットは30gまでのものとします。

⑤重量及び、各チラシ類の内容によってはお断りする場合があります。

⑥申込受付時に当所が定める運用規定に同意して頂きます。

※ 別途ご案内させていただきます

## 甲府商工会議所「ビジネスPR便」申込書

FAX 055(233)2131

事業所名		代表者名		①
所在地				
TEL・FAX				
担当部署		担当者名		
同封希望月(希望月に○印)	4月,5月,6月,7月,8月,9月,10月,11月,12月1月,2月,3月( 回)			
折込内容種別 (該当するサイズに○印)	チラシ B5・A4 B4(2つ折り)・A3(2つ折り) / パンフ B5・A4・その他(A5以下) 30gまで @( )円×( )回= 円(3ヵ月以上ご利用の場合は10%割引) ※チラシを同封した月の末日までにお振込み下さい(10日にご請求いたします)。 ※詳細につきましては、事前に別途運用規定に同意していただきます。			
料金・支払い方法等	チラシ広告同封物内容(見本)を添付の上ご提出下さい。			

# 甲府商工会議所「ビジネス PR 便」運用規程

1. 本サービスは、甲府商工会議所(以下、「甲」という。)の会員企業(以下、「乙」という。)の販路拡大及び発展に資する事を目的とする。よって、甲の会員以外の利用は認めない。但し、行政または公的団体はこの限りではない。
2. 本サービスは、甲の発行する甲府商工会議所会報「甲府商工会議所だより」(以下、「会報」という。)に乙の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。  
また、乙は下記事項を遵守しなければならない。
  - 1) 公序良俗に反しないこと。
  - 2) 関係法規に違反しないこと。
  - 3) 政治性、宗教性がないこと。
  - 4) 虚偽、または誤認される恐れがないこと。
  - 5) 他の会員、消費者へ不当な不利益を与える恐れがないこと。
  - 6) 投機性のないこと。または、投機性がないと判断されること。
  - 7) その他、当該サービスの運用上不適当と認められないこと。
3. 同封物の内容については、甲が事前審査を行い前条に反する、或いは他の理由により不適当と認められる場合、本サービスを利用することはできない。なお、サービス実施予定月において、申込企業が揃わない等、止むを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べることがある。
4. チラシ及び広告の内容に関する責任は全て乙に帰属する。
5. 本サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について甲は一切の責任を負わない。
6. 封入料金は甲が別途定める料金体系に基づき、当該書類を同封した会報発行月の末日までに支払いを完了すること。
7. 「会報」に同封する書類等は、原則としてチラシ及びパンフレットとする。チラシ等の基準サイズはB5またはA4とする。B4・A3の場合は基準サイズに折った状態で納品することとする。
8. 「会報」に同封するチラシは必要部数を同封月前月30日迄に甲が指定する場所へ納品することとする。  
また、残部が生じても返却しないこととする。万が一、甲の定める期日迄に間に合わない場合はいかなる理由においても封入はできない。
9. 本サービスは、毎月10社(申込み先着順)までとし、利用月が乙の希望にそえない場合がある。また、折込の順番も順不同とし乙の希望にそえない。
10. 申込期日を過ぎてからのキャンセルについては、乙はいかなる理由においても甲が定める算出基準のキャンセル料を支払わなければならない。
11. 本運用規程内容に同意した場合、所定の申込書に記入し、同封希望月の前月20日迄に担当部署へ提出すること。

附 則 この規程は平成 21 年 2 月 4 日から施行する。

# 同意書

運用規程に同意し、本サービスの利用を申し込みます。

年 月 日

住所

事業所名

代表者名

印

担当部署名

担当者名

※ ご記入いただきました同意書・申込書の個人情報については、本サービスに関する連絡以外には利用いたしません。

納品先: 甲府市障害者センター2F ぽぷら

〒400-0807 甲府市東光寺1丁目10-25

TEL 055-222-0743

